

判例

被告の写真利用が適法な引用に当たるとされた事例



手代木 啓

Kei Teshirogi

PROFILEはこちら

東京地裁(40部) 令和6年9月26日判決(令和5年(ワ)第70388号)裁判所ウェブサイト(宗教新聞写真無断投稿事件)

裁判例はこちら

1. 事案の概要

本件は、宗教法人である原告Xが、その会員である被告Yに対し、Yがインターネット上の短文投稿サイト(本件サイト)において、Xが出版する宗教新聞に掲載された写真(本件写真)を複製しこれを掲載したことが、Xの保有に係る本件写真の著作権(送信可能化権)を侵害すると主張して、Yに対し、不法行為に基づき、損害賠償等の支払を求めた事案です。

2. 前提事実

本件の中核的争点は、Yによる本件写真の本件サイトへの投稿が著作権法32条1項の適法な引用に当たるかという点ですが、その判断の前提として以下の事実が認定されています。

- ・ Xの宗教新聞には、本件写真が掲載されていたところ、本件写真は、報道を視覚的に伝達するいわゆる報道写真であり、Xがその著作権を保有している。
- ・ Yは、Xの宗教新聞を題材に意見を述べれば、Yが現在のXに抱く意見を多くの人々に理解してもらい、Xが改善されるのではないかと思うようになり、Yが購読する宗教新聞に記載の本件写真をスマートフォンで撮影し、その記事に対する批評を本件サイトに投稿した。
- ・ Yは、上記批評に宗教新聞からの引用である旨記載したり又は宗教新聞の名称を映り込ませてその写真を掲載したりした。
- ・ Yがスマートフォンで撮影しその写真に映し出された宗教新聞の記事には、いずれも上記批評と関連するものが含まれており、同記事は、上記批評をする目的でスマートフォンの写真1枚に写り込む限度で利用されたものである。
- ・ スマートフォンで撮影された上記記事には、宗教新聞に掲載された本件写真が映されているものの、本件写真の構図は総じてありふれたものであり、本件サイトに投稿された本件写真

は、Yが宗教新聞の紙面に掲載されていたものをスマートフォンで撮影し更に本件サイトに投稿したものであるから、全体として不鮮明であり、その画質は粗く細部は捨象されており、それ自体独立して鑑賞の対象となるものとはいえない。

3. 争点に対する裁判所の判断

裁判所は、結論としてYによる本件写真の利用を著作権法32条1項の引用に該当すると判断し、Xの請求を棄却しました。

裁判所は、まず、同項の引用の該当性判断について以下の一般的な規範を述べました。

- ・ 著作権法32条1項は、公表された著作物は、公正な慣行に合致し、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で、引用して利用することができる旨規定するところ、公正な慣行に合致し、かつ、引用の目的上正当な範囲内であるかどうかは、社会通念に照らし、他人の著作物を利用する目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の程度などを総合考慮して判断されるべきである。により、当該表示が出所を示すものであるとの認識が幅広い需要者又は取引者に定着していく必要があると解される。

そのうえで、裁判所は、上記2で記載した認定事実をもとに、①本件写真が宗教新聞への批評を目的として写真1枚に写り込む限度で利用されており、かつ、全体的に不鮮明であり、本件写真のごくわずかな部分を複製するものに過ぎないこと、②不鮮明な本件写真が独立して二次的に利用されるおそれは極めて低く、二次的に利用されたことによってXが経済的利益を得る機会を現に失った事実も認められないこと、③Yの批評自体に引用である旨の記載があり又は宗教新聞の名称が映り込んでおり、一般の読み手の普通の注意と読み方を基準とすれば、Yの投稿した本件写真の出所がXの宗教新聞であることは、十分にうかが

次ページへ続く

われることを認定し、Yによる本件写真の利用は公正な慣行に合致し、かつ、引用の目的上正当な範囲内であると認めるのが相当であるとして、当該利用行為は違法なものとはいえないと判断しました。

4. まとめ

本判決は、著作権法32条1項の引用該当性について、他人の著作物を利用する目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の程度などを総合考慮すべきとする一般的な規範を示したうえで、詳細な事実認定を行って該当性を判断しています。

著作物の利用が適法な引用に該当するかは、個人及び企業の日常の活動においてしばしば直面する論点であるにもかかわらず、著作権法32条1項は適法な引用の要件を「公正な慣行に合致するものであり」かつ「引用の目的上正当な範囲内で行なわれるもの」と抽象的に規定するのみであるため裁判所による解釈が重要な意味を有します。

上記解釈においては、適法な引用の要件として、①明瞭区別性(引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができること)、②主従関係性(両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があること)の2つの基準を重要視する立場(二要件説)が従来主流であったと解されますが、近時は必ずしもこの枠組みを採用しない裁判例も増えています。本判決における裁判所は、上記解釈において二要件説を採用せずに、諸般の事情を総合考慮する立場(総合考慮説)をとったうえで適法な引用であることを肯定しています。本判決はあくまで事例判断ではありますが、適法な引用の該当性判断において総合考慮説を採用したと解されること、及び総合考慮の際に重視する要素を示している点で今後の実務の参考になるものと考え、ご紹介させていただきました。

判例の解説ポイント



古庄 俊哉

Toshiya Furusho

PROFILEはこちら

著作権法32条1項は、著作権者の許諾なく著作物を利用できる場面の1つとして、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定しており、条文上、公表された著作物を適法に引用するための要件として、「公正な慣行に合致」していること、「引用の目的上正当な範囲内で行なわれるもの」であることが要求されています。

適法な引用の基準として、最高裁昭和55年3月28日判決(判時967号45頁〔パロディモンタージュ事件〕)は、「明瞭区分性」(引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明確に区別して認識することができること)と「主従関係」(引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物との間に、前者が主、後者が従の関係があること)を挙げ、その後の下級審の裁判例はこの最高裁判決に従って、「明瞭区分性」と「主従関係」を適法な引用の判断基準として用いてきました(「2要件説」)。もともと、2要件説における2つの基準は、著作権法32条1項に明記されておらず、これらの基準と著作権法32条1項がどのような関係にあるのかが明確ではないとの指摘や、パロディモンタージュ事件最高裁判決は、「節録引用」の定義を示した旧著作権法下の判決であって現行著作権法には妥当しないとの指摘など、2要件説に対する問題提起がなされていました。現在は、適法な引用の要件・基準について種々の学説が提唱され、定説をみない状況にあります。

このような状況下において、裁判例は、2要件説に拘泥せず、条文上の要件である「正当な範囲内」、「公正な慣行」を直接的に検討・判断する傾向にあります。例えば、知財高裁平成22年10月13日判決(裁判所ウェブサイト¹〔美術鑑定書事件〕)は、以下のように判示して、諸般の要素を総合考慮して適

法な引用であるか否かを判断するという判断枠組み(「総合考慮説」)を示しました(下線は筆者によります)。

著作権法は、著作物等の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とするものであるが(同法1条)、その目的から、著作者の権利の内容として、著作者人格権(同法第2章第3節第2款)、著作権(同第3款)などについて規定するだけでなく、著作権の制限(同第5款)について規定する。その制限の1つとして、公表された著作物は、公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で引用して利用することができる規定されているところ(同法32条1項)、他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で正当な範囲内、すなわち、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要であり、著作権法の上記目的をも念頭に置くと、引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない。

本判決も裁判例の傾向に従い、総合考慮説を採用したうえで、本件における著作物の利用が適法な引用であるか否かを判断したものであるといえます。

なお、総合考慮説を採用して適法な引用であるか否かを判断する場合も、従来の2要件説で検討されていた「明瞭区分性」と「主従関係」が無意味な要素となったわけではなく、「明瞭区分性」と「主従関係」で考慮されていた要素と同様の要素・事情が、総合考慮の過程で検討されるのではないかと考えられます。引用する側の著作物と引用される側の著作物とを

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/755/080755_hanrei.pdf

明確に区別ができない場合や、量的・質的に引用する側が従で引用される側が主であるような場合は、そもそも「引用」とはいえないとの考え方も示されているところです。

総合考慮説に立つとしても、適法な引用にあたるか否かの判断は諸般の要素を総合考慮して決せられるため、予測可能性が乏しく、ケースバイケースでの判断が必要になると思います。適法な引用に該当するかの総合考慮において、どのような要素が考慮されるべきであるのか、どのような要素が特に重要視されるのかなどについて、今後の議論・裁判例の集積が待たれるところです。